# 令和6年度 一般廃棄物処理実施計画

令和6年4月 喜茂別町 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)第6条第1項及び廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則(昭和46年厚生省令第35号)第1条の3の規定に基づき、令和6年度における一般廃棄物処理実施計画を次のとおり定める。

## 1 一般廃棄物処理の基本的事項

(1)処理区域 喜茂別町全域

(2)計画期間 令和6年4月1日~令和7年3月31日

(3) 処理計画量 (単位: t)

一般廃棄物区分		処理見込量	備 考(前年度までの実績)				
	<b>放</b> 免果物色力	令和6年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
一般ごみ		466.9	470.7	471.1	472.5	457.0	
	うち可燃ごみ	252.4	249.1	250.3	257.4	249.5	
	うち不燃ごみ	60.7	55.5	59.6	60.1	62.4	
	うち生ごみ	153.8	166.1	161.2	155.0	145.1	
粗	大ごみ	28.5	22.2	28.7	30.8	26.1	
資源ごみ		152.9	139.3	147.9	152.3	158.6	
計		648.3	632.2	647.7	655.6	641.7	

<sup>\*</sup> 令和6年度の見込み量は、令和3年度・令和4年度・令和5年度の平均値を使用。

### 2 一般廃棄物の排出を抑制するための方策

喜茂別町廃棄物の減量及び処理に関する条例(平成14年条例第18号)及び喜茂別町廃棄物の減量及び処理に関する条例施行規則(平成14年規則第13号)に基づき、町民・事業者・町がそれぞれの役割と責任を認識して、廃棄物の排出を抑制し、再利用を推進するとともに、あわせて地域の清潔を保持することにより、生活環境の保全及び循環型社会の形成を図り、もって町民の健康で快適な生活の確保に努めるものとする。

## (1)廃棄物の排出抑制及び減量化

町民及び事業者に対し廃棄物排出の現状など周知・啓発することによって、廃棄物に対する関心を高め、排出抑制及び減量化を推進する。

①町広報誌による啓発

廃棄物排出の問題などについて、町広報誌に掲載し啓発をはかる。

②チラシ・回覧等による啓発

ごみの排出状況に応じて、排出の適正化や減量化などについて町内配布文書により対応 する。

## ③IP告知端末による啓発

ごみの排出状況に応じて、排出の適正化や減量化などについてIP告知端末より随時放送する。

## ④事業所など訪問による啓発

ごみの排出について事業所より相談があった場合や問題が発生した場合は、随時収集 業者と相談の上、事業所などを訪問し、調査・指導などの対応をはかる。

## (2)分別排出の励行

廃棄物の排出抑制及び減量化を推進し、再資源化(リサイクル)をはかるため、分別排出の励行を強化するよう啓発を行うものとする。

- ①町広報誌及びIP告知端末による啓発 分別・収集体制の変更や法改正などが生じた場合、随時周知する。
- ②チラシ・回覧等による啓発

ごみの排出状況に応じて、再資源化や分別排出の徹底について町内配布文書により対応する。

- ③ごみ分別一覧表のホームページ掲載 ごみ分別一覧表をホームページに掲載し、収集業務及びごみステーション管理の適正化 をはかる。
- ④転入者等への対応

転入者への啓発については、転入時に窓口でごみ分別一覧表を配布し、周知をはかる。 一部アパート居住者など、喜茂別町に住所を有していない者については、アパート管理 者等の協力を得て、ごみ分別一覧表の配布やごみステーション管理について周知をはか る。

#### (3)環境衛生委員会

廃棄物問題の課題の把握や問題解決、住民への周知等について、各町内会衛生委員により構成する環境衛生委員会を開催し、町内会との連携した活動を推進する。

## 3 分別して収集することとした一般廃棄物の種類及び分別の区分

種類	分別区分	細区	分	排出方法			
	燃やせるごみ	燃やせるごみ		指定ごみ袋(青色)に入れてごみステーションへ 排出。			
燃やせるごみ	衛生ごみ	紙おむつ・生理 トシート	!用品・ペッ	衛生ごみは通常の燃やせるごみと分別し、通常の燃やせるごみとは別の指定ごみ袋(青色)に入れて排出。 ただし、衛生ごみが少量の場合は衛生ごみのをポリ袋等に封入し、さらに燃やせるごみの入った指定ごみ袋(青色)に入れて排出可。			
燃やせ ない ごみ	燃やせないごみ	<u></u> 燃やせないご∂	4	指定ごみ袋(黄色)に入れてごみステーションへ 排出。			
粗大	粗大ごみ	大型ごみ		町指定の許可業者へ収集を依頼し、個別に排 出。			
生ごみ	生ごみ	生ごみ		ごみステーションの専用バケツに、袋等に入れずそのまま排出。			
	缶類	アルミ缶・スチ-	ール缶	容器を洗浄し、ごみステーションに設置された エコバックに袋等にいれずそのまま排出。			
	ビン類	ビン・ガラス製	~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~~	容器を洗浄し、ごみステーションに設置された エコバックに袋等に入れずそのまま排出。			
	ペット	ペットボトル		ラベル・キャップを外し容器を洗浄して、ごみ ステーションに設置されたエコバックに袋等に 入れずそのまま排出。			
	発砲スチロール	発砲スチロール	<u></u>	縛ってごみステーションに排出。			
~``	紙製	その他紙製容	器·包装類	中身が見えるポリ袋に入れてごみステーション 排出。			
み	廃プラ	廃プラスチック		洗浄し、中身が見えるポリ袋に入れて、ごみス テーションに排出。			
	新聞·雑誌類	新聞∙書籍∙雑	志	新聞・チラシ、書籍・雑誌ごとに縛って、ごみス テーションンに排出。			
	ミックスペーパー	ミックスペーパー		段ボール箱に入れて、外から見えるように「ミックスペーパー」と書いて排出。			
	紙パック	紙製パック		切り開き縛ってごみステーションに排出。			
	段ボール	段ボール		縛ってごみステーションに排出。			
	リターナブル剃	ビール瓶・一升	·瓶	専用箱か中身が見えるポリ袋に入れて排出。			
有害	蛍光管類	蛍光管・電球		専用の容器か中身の見えるポり袋に入れて 排出。			
ごみ	電池等	乾電池・水銀体	温計	ごみステーションに設置している黄色の回収箱 に排出。			

## 4 収集運搬

種類	分別区分	細 [	区 :	分业	双集回数	収集運搬方式	収集運搬主体	中間処理施設
燃やせるごみ	燃やせる	燃やせる	るごみ	k			町(委託)	
	衛生ごみ	紙おむ <sup>*</sup> 用品・ペト		理	週1回 (火)	ごみステーション方式		委託施設 ニセコ環境 (株)
燃やせ ない ごみ	燃やせない	燃やせれ	ないご	·. み	週1回 (木)	ごみステーション方式	町(委託)	委託施設 ニセコ環境 (株)
粗大	粗大ごみ	大型ご∂	<del>7</del>		年4回	申込制(個別収集)	町(委託)	委託施設 ニセコ環境 (株)
生ごみ	生ごみ	生ごみ		(	週3回 (月·水· 土)	ごみステーション方式	町(委託)	喜茂別町生 ごみ堆肥化 施設
	缶類	アルミ缶 ル缶	- スチ	<u>-</u>				
	ビン類	ビン・ガ <sup>・</sup> 器						委託施設 (株)丸協 建設林業
	ペット	リターナ ペットボ			週1回 (木)			
資	発砲	発砲ステ	チロー	ル				
源ごみ	紙製	その他組器・包装		\$		ごみステーション方式	町(委託)	
	廃プラ	廃プラス	くチック	<del>ر</del>				
	新聞•雑誌類	新聞∙書	詳籍・執		週1回			
	ミックス	ミックス・	<b>~</b> -л	<b>%</b> —	(金)			委託施設 愛和の里
	紙パック	紙製パ						きもべつ
	段ボール	段ボール	レ					
有害ごみ	蛍光管類	蛍光管·	∊電球		週1回	ごみステーション方式	町(委託)	富士見台 廃棄物受
	電池等	乾電池•2 計	<b>火銀体</b> 》	温	(木)	ごみステーション方式	ステーション方式 町(委託)	

## 5 町では収集しないごみ

## (1)排出禁止物等

- ①有害性のある物
- ②感染性のある物
- ③危険性のある物
- 4引火性のある物
- ⑤著しく悪臭を発する物
- ⑥容積又は重量の著しく大きい物
- **⑦特別管理一般廃棄物**
- ⑧特定家庭用機器廃棄物(家電リサイクル法対象機器)
- ⑨①~⑧に掲げるもののほか、町の一般廃棄物の処理を著しく困難にし、または町の処理 施設に支障を生ずるおそれのある物

## (2)町では収集しないごみ

分類	ごみの種類	処分方法等の摘要	
家電リサイクル法(対象 機器)	テレビ、エアコン、洗濯機・乾燥機、 冷蔵庫・冷凍庫	販売店など取扱店	
有害性、危険性、引火性 のあるもの	ガスボンベ、消火器、ガソリン、 灯油、ベンジン、劇薬等		
特別管理一般廃棄物	品、特定の施設からの煤塵	病院等専門機関など	
処理困難物	バッテリー、農機具、廃油の入ったドラム缶	販売店など取扱店	

## 6 事業系ごみの処理体制

事業系ごみの収集・運搬・処分は事業者の自己責任において適正に処分することを基本としている。そのため、自ら処理または許可業者への依頼による収集・運搬・処分を基本とする。 事業者は3R(リデュース=発生抑制、リユース=再使用、リサイクル=再資源化)の推進など環境に配慮した事業活動を行い、法令を遵守し、廃棄物の適正な循環利用及び処分の取組に努めるものとする。

ただし、家庭系のごみの処理に支障がないと認めるときは家庭系ごみとみなして処理できることとする。

## 7 その他ごみの収集運搬に関すること

(1)ごみステーション、ごみ集積場所に関すること

ごみステーションの設置については、各町内会・地区で協議し設置場所を決定し、町に依頼することとする。

## 8 ごみ処理手数料について

喜茂別町では平成14年から、ごみ処理手数料の有料化を実施している。次のごみをステーションに排出する場合は、指定されたごみ処理券付容器に入れることとする。

ごみの種類	排出容器	容積	手数料の金額
	青色のごみ処理 券付容器	10リットル	40円(1組10枚400円)
燃やせるごみ		20リットル	70円(1組10枚700円)
		45リットル	100円(1組5枚500円)
	み 黄色のごみ処理 券付容器	10リットル	40円(1組10枚400円)
燃やせないごみ		20リットル	70円(1組10枚700円)
		45リットル	100円(1組5枚500円)

## 9 ごみ処理の環境における配慮

最終処分場からの放流水等の測定を実施し、訂正なごみ処理を行う。

## 10 羊蹄山麓地域の一般廃棄物

羊蹄山麓7町村(蘭越町・ニセコ町・真狩村・留寿都村・喜茂別町・京極町・倶知安町)の可燃ごみは、倶知安町清掃センターで焼却処理を行っていたが、平成27年3月から固形燃料化方式により、倶知安町の民間施設で処理を開始した。今後も羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会の中で効率性や環境への影響を配慮しながら、地域の廃棄物処理の課題について協議・検討をすすめる。